潤水都市 さがみはら

令和元年１１月６日
相模原市発表資料

第７６回九都県市首脳会議の結果概要について

首都圏の首脳が一堂に会して、広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした九都県市首脳会議が本日、東京都内で開催されました。

会議では、各都県市の首脳からの提案等について意見交換し、検討会の設置のほか国へ要望すること等を決定しました。内容については、別添のとおりです。

出席者：	埼玉県知事	大野　元裕
	千葉県知事	森田　健作
	神奈川県知事	黒岩　祐治
	横浜市長	林　文子
	川崎市長	福田　紀彦
	千葉市長	熊谷　俊人
	さいたま市長	清水　勇人
	相模原市長	本村　賢太郎
	東京都知事	小池　百合子（九都県市首脳会議座長）

問合せ先
広域行政課
電話　０４２－７６９－８２４８

第76回九都県市首脳会議の結果概要

令和元年 11 月 6 日
九都県市首脳会議

1　報告事項

（1）防災・危機管理対策について

（地震防災・危機管理対策について）

ア　台風第15号に係る災害対応への検証等を行い、状況に応じて迅速な支援が可能となるように、現協定の見直しを含めた対応を進めることを合意した。また、風水害に係るマイ・タイムライン作成の意義や必要性について意見交換・情報共有を行った。

今後、台風第19号に係る対応等も検証し、発災時に要請を待たずに支援を行うプッシュ型支援を柔軟に行うなど、九都県市の被災状況に応じた支援をより効果的に行うために、速やかに現協定の見直しや必要なマニュアルの整備等を行うとともに、マイ・タイムライン作成の普及を広く展開していく。

（合同防災訓練等について）

イ　東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、かつ地域の特性を鑑み、「第 40 回九都県市合同防災訓練」を実施した。

令和２年の「第 41 回九都県市合同防災訓練」については、防災の日又は防災週間が東京オリンピック・パラリンピックの開催時期と重なり、同時期に訓練を開催することが困難なことから、原則として、令和２年 10 月 25 日から 11 月８日までの間を実施期間とする。

また、令和２年１月 21 日（火）に第 10 回九都県市合同防災訓練・図上訓練を実施する。

（新型インフルエンザ等感染症対策について）

ウ　新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容につて情報共有を行うとともに、共同で取り組むべき課題や対策に必要な事項等をテーマにした研修会を引き続き実施することとした。

（台風第 15 号・第 19 号に関する被害状況の報告及び意見交換について）

エ　本日の会議において、各都県市の台風に係る被害状況及び取組状況について情報共有するとともに、今後の課題について意見交換を行った。

今後、その内容を踏まえて検証・検討を行うことに合意した。

（２）首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望書の国への提出などを行った。引き続き首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進めることとした。

（３）廃棄物問題について

（減量化・再資源化の促進について）

ア　食品廃棄物の削減を図るため、食べきりの普及を行うとともに、家庭や飲食店での食品ロス削減に向け普及啓発を行った。また、消費者の容器包装発生抑制に対する意識向上を図るため、協力事業者と連携したＰＲキャンペーン等の普及啓発活動を行った。引き続き、３Ｒ行動の更なる浸透と定着を目指し、効果的な普及啓発活動を実施していくこととした。

イ　リサイクル関連法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

（適正処理の促進について）

ウ　ＰＣＢ廃棄物の適正処理に向けた普及啓発品等を作成し、今後の啓発に寄与するものとした。また、コンクリート塊再生資材利用促進に係る委託調査を進めた。さらに、電子マニフェストの導入促進を図る説明会を実施した。引き続き、ＰＣＢ廃棄物の期限内処理促進に向けた普及啓発や産業廃棄物の適正処理推進に向けた取組を進めることとした。

エ　廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

（４）環境問題対策について

（地球環境の保全について）

ア　省エネ・節電行動の呼びかけ、再生可能エネルギー導入促進や水素社会の実現に向けた普及啓発活動、ヒートアイランド対策に係る取組を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力については、引き続き、ＪＩＣＡ等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

（大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質等削減対策について）

イ　自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な啓発活動を検討・実施することとした。

ウ　光化学オキシダント及びＰＭ２．５対策として、夏季にその原因物質であるＶＯＣ等の排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。

（東京湾の水質改善について）

エ　東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、各自治体の東京湾底質調査結果を収集し取りまとめを行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

（緑の保全、創出施策について）

オ　各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

（５）首脳会議で提案された諸問題について

ア　首都圏における木材利用促進に向けた取組について

首都圏における木材利用促進に向けて、九都県市で連携してイベントを実施するとともに、今後、各都県市の実情に合わせながら、それぞれ木材の使用量等を数値目標として定めていくこととした。

首都圏における木材利用促進に向けて、川崎市木材利用促進フォーラムに自治体間の情報共有や意見交換の場を新たに設置するなど、これまで以上に情報共有や意見交換を行いながら、連携を図っていく。

イ　海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組について

現状の把握のため各都県市が進める取組や知見の情報共有を行うとともに、プラスチック製造業者団体等との意見交換や、消費者等に対し講演会などによる啓発活動を行った。

今年度の取組を踏まえ、今後、各都県市が各々の状況に応じた周知・広報等を実施するとともに、適宜情報共有を図ることとする。

ウ　受動喫煙防止対策の推進について

「禁煙」を含めた標識及び多言語表記等について、九都県市で連携して取り組むことで合意した。また、各都県市から希望のあった言語の対訳を作成し、「禁煙」を含めた標識とともに各都県市が必要に応じて活用した。

引き続き、受動喫煙防止対策の推進について、情報共有や意見交換を行いながら九都県市で連携した取組を進めていく。

エ　大規模地震における有効な家具転倒防止対策について

全国の自治体の基礎情報や対策の実施状況を整理し、家具類転倒防止対策に係る阻害要因や九都県市で実施すべき取組の方向性について検討を行った。

今後は、これまでの研究会における検討内容を踏まえ、国への要望活動を行うとともに、引き続き九都県市において情報共有を行いながらそれぞれの地域の特性に沿った施策を推進し、必要に応じて広域的な連携を図っていく。

オ　アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向を注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

カ　風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

国の追加的対策をホームページに追記し広く周知するとともに、各都県市における風しん対策について情報共有を行い、効果的な広報に関する検討を行った。

今後は、先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

キ　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

パラリンピックの普及・啓発について、各都県市で実施する事業等の情報を共有するとともに、イベントカレンダーを作成し、九都県市首脳会議ホームページ等を活用して周知を図ったことが報告された。

引き続き、パラリンピックの普及・啓発に係る取組を進めるとともに、九都県市が連携した新たな取組を進めることとした。

ク　ヒートアイランド対策について

ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、日傘の無料貸出イベントを各都県市の観光施設等で実施したほか、企業・ＮＰＯ団体等と連携して打ち水イベント等を実施した。

引き続き、東京 2020 大会に向け、九都県市で連携した取組を検討・実施していく。

ケ　ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組について

各都県市の取組状況を確認するとともに、ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた課題点の把握、共有を行い、今後の取組の方向性を確認した。

今後も取組推進のため、引き続き検討会にて意見交換を行い、ホームレスとなるおそれのある人の実態把握のための調査の実施を国へ要望することなど、九都県市における取組の具体化を図る。

コ　ＡＩ等新技術を活用した行政のスマート化に向けた取組について

ＡＩ等を活用した先進事例について情報共有するとともに、九都県市で連携して、共同化や横展開に向けた検討を行うこととした。

引き続き、各都県市の取組や先進事例の情報共有を行うとともに、横展開や共同化の可能性について検討を進める。

（6）「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙１のとおり、本日、第７６回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

2　協議に係る合意事項

（1）地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙２のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3　意見交換に係る合意事項

（1）増加する法律での計画策定の努力義務等への対応について

増加する法律での計画策定の努力義務等への対応は、自治体の主体性及び自立性を高める地方分権改革を進める上で検討が必要な課題であり、広域的な共通課題でもあることから、真の分権型社会にふさわしい立法プロセスや国と地方の役割分担、計画行政の在り方などについて、地方分権担当者会議において検討することとした。

（２）児童虐待防止体制の充実について

児童相談所の相談対応件数が増加の一途をたどり、子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、児童虐待は依然として深刻な状況にあり、九都県市は「児童虐待の防止に向けた共同宣言」を採択し、児童虐待防止に全力で取り組んでいるところであるが、その取組がしっかりと進むよう、国が責任を持って行うべき事項について、別紙３のとおり、国に対して要望を行うこととした。

（３）海洋プラスチックごみ対策の推進について

将来に向けて、陸域から海洋へのプラスチックごみ問題の抜本的な解決を目指すためには、国において、内陸域・河川・海洋のごみ回収、処理等に対する総合的な対策を示し、全国統一の枠組のもと、地域の実情に応じて、多様な主体が具体的な取組を進めていく必要がある。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙４のとおり、国に対して要請を行うこととした。

（４）エスカレーターでの事故防止に向けた取組について

エスカレーターにおいて転倒などによる事故が発生している現状や東京 2020 オリンピック・パラリンピックで多くの外国人旅行客がエスカレーターを利用することを鑑み、エスカレーターでの事故防止につながる安全な利用方法の周知・啓発等について、首都圏連合協議会において検討することとした。

（５）重度障害者の在宅就労に対する支援について

常時介助を必要とする重度障害者が就労するにあたっては、日常生活と同様に個々の身体状況や障害特性等に配慮した介助が必要であることから、重度障害者の就労機会の拡大を図るとともに、重度障害者が安心して就労することができるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙５のとおり、国に対して要望を行うこととした。

（６）高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組について

高齢者の救急搬送が増加している中、高齢者向け住まい・施設からの救急搬送や搬送先の医療機関においては、本人・家族の意思の把握に苦慮する事例が多く見られるが、全国的な調査による実態の把握や課題の抽出が進んでいない。そこで、高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組について、国への要望も含め、首都圏連合協議会において検討することとした。

（７）ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種について

ＨＰＶワクチンの予防接種は、定期予防接種に定められているが、積極的な接種勧奨の差し控え勧告が通知され、それ以降、定期接種としては著しく低い接種率となっていることから、適切な情報提供及び今後の取り扱いの結論を速やかに示すことについて、九都県市の意見を取りまとめ、別紙６のとおり、国に要望を行うこととした。

（８）復興・創生期間後における福島への継続的な対応について

九都県市首脳会議では福島の復興・創生に向け連携して取り組んできたが、今なお約４万人が避難生活を送るなど、多岐にわたり取り組むべき課題が山積している。そこで、復興・創生期間後における福島への継続的な対応について、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙７のとおり、国に対して提言を行うこととした。

４　その他

（１）東京2020大会に向けた取組について

東京都から、東京2020大会期間中の交通混雑の緩和に向け、「スムーズビズ」の取組を紹介するとともに、オフピーク通勤の実施や発注工事の調整、首都高の混雑分散のための料金施策などへの協力依頼があった。

５　次回は、令和２年春、川崎市主催で開催する。

別紙1

「令和元年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企　業　名	製品・技術の概要
埼玉県	商用電源直結ブラシレスモータローラー 株式会社新井製作所	一般的な交流100Vの商用電源に直結でき、直流電源装置が不要なため、導入の初期コストや設置工事、保守費用が抑えられる、業界初のブラシレスモータローラーです。 ブラシレスモータを搭載し、高出力、高効率、長寿命が特長です。専用ドライバはフルデジタル制御で滑らかな起動と停止や定位置までバックする回帰ブレーキ機能などを有しています。 モータの鉄心からモータ、ローラーまで一貫した生産体制で専用ドライバも埼玉県内のメーカーと共同開発しました。
千葉県	CNC-オールACサーボベンダー 京葉ベンド株式会社	すべての駆動源にACサーボモーターを使用することで、高精度の加工が行えるパイプベンダーです。 従来の油圧やエアーを駆動源とするパイプベンダーと比較して、精密な数値制御による加工や環境負荷の軽減が実現できます。
東京都	触感型ジェスチャ入出力装置「UnlimitedHand」と「FirstVR」 H2L株式会社	電気刺激と光学式筋変位センサを用いた「UnlimitedHand」は、仮想空間（VRやAR）やロボットを通した遠隔地での擬似触感を得られる初めての装置です。また、「FirstVR」は光学式筋変位センサにより、手指の動きを検出する技術に特化した製品です。
神奈川県	超低周波数防振システム「G-Zero®」 ヘルツ株式会社	官民研究機関や大学等では、原子配列の測定（AFM）や、ガラス表面の平坦度測定（レーザー干渉計）等、様々な試験を行っています。その際、測定結果に大きな影響を与えるのが、人の歩行、ドアの開閉、エアコン、遠くを走る鉄道等の「人体では感じない振動」です。 この振動の影響を限りなく小さくする、「防振」の限界を求めて完成した製品が、世界最高水準の防振性能をもつ「超低周波数防振システムG-Zero®」です。 本製品を使用することで、これまでは得られなかった、より精度の高い測定結果を得ることが可能になりました。
横浜市	高生産性・高品質な半導体基板材料用の環境対応型加工液の開発 パレス化学株式会社	半導体基板材料のスライシング加工に使用する加工液について、高い生産性を実現しながら、高品質なシリコンウェハーを製造することが出来る環境負荷の少ない水溶性の加工液を開発しました。
川崎市	3次元ボールミル（3次元リアクター） 株式会社ナガオシステム	縦横2つの回転軸を持つボールミルにより3次元回転を発生し、物質を高均一に混合・分散、微細化する装置です。 有機物・無機物を問わず、比重や粘度差のある物質についても高均一に混合・分散を行うほか、物質をμm単位まで粉砕することが可能です。
千葉市	Smart119救急情報システム 株式会社Smart119	ICTを活用した救急情報システムです。 救急医療を必要とする住民、119番通報を受ける指令センター、救急隊、医療機関の4者を、手間を増やさず、多くの情報を効率的に共有可能とし、救急医療の最適化を支援します。 また、AIによる予測診断機能も開発中で、近日搭載予定です。 より早く・正しい救急医療を実現する未来型救急情報システムです。
さいたま市	4K・8Kカメラ用高精細レンズ・プリズム光学系の設計、製造技術 武蔵オプティカルシステム株式会社	4K・8Kカメラ用高精細レンズ・プリズム光学系の設計、製造技術を共に保有している数少ないメーカーです。 撮像素子を固着させるには、プリズムに対する高い位置精度及び固着技術が求められます。 当社では独自開発した固着装置により、4K・8Kに対応する高精度な色再現性を実現するプリズムの製造が可能です。
相模原市	ドローン用エンジン BT-86 TYPE D 株式会社コバヤシ精密工業	低高度でも稼働するドローン（無人航空機）に内蔵されるエンジンです。 当初、ドローンエンジンの自然冷却において、オーバーヒートする課題がありましたが、流体解析を用いて空気の流れの可視化と性能評価を行い、エンジンを効率良く冷却する強制冷却用クーリングユニットを開発しました。エンジンに同ユニットを取り付けることで、オーバーヒートしない、長時間低空の航続を可能にしたものです。

別紙２

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

Ⅰ　真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

ついては、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では令和２年１月に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。

・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和元年の「提案募集方式」においては、全国から３０１件の提案が寄せられた。関係府省からの現時点の回答は、前向きな内容のものがある一方、対応が困難とされたものも多い。

また、全体の約３割が各検討区分に整理する時点で対象外等とされており、そのうち、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されたものが、約９割となっている。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、対応方針の閣議決定及び来年度予算の編成に向けて、これまでの提案も含め検討対象とされた提案については、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含めこれまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第９次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、国は、「提案募集方式」があることを理由に、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

（４）地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

（５）「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

今般の幼児教育・高等教育の無償化の実施に当たっては、地方が重要な役割を担う政策であるにもかかわらず、国から令和元年度予算編成の終盤まで、地方の費用負担の在り方等が示されなかった。国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

また、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。

さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

Ⅱ　真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

（１）地方税財源の充実・確保

ア　税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が６対４であるのに対し、税源配分は４対６であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ　社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率１０％への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

あわせて、消費税率１０％への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとすること等の「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策について、高等教

育の無償化等の具体的な内容を早期に示すとともに、地方行財政に係るものについては、引き続き地方と十分に協議し、地方に新たな負担をさせることのないよう必要となる財源を国の責任において確実に確保すること。

なお、令和２年度以降の幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。あわせて、令和元年度においても、子ども・子育て支援臨時交付金により対応することとなっているが、対象児童数が想定人数を上回った場合にあっては、地方負担分を全額国費で措置すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、消費税率引上げによる増収分により一部の財源を確保した上で、令和２年度までに、「引き続き、政府全体として安定的な財源を確保」するとされており、国の責任において財源を確実に確保するとともに、その実施に当たっては、授業料が全国平均を上回る学校においても、地方に新たな負担を強いることなく実現できるよう、財政措置を講ずること。

ウ　課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成２５年３月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ　自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

自動車関係諸税については、平成３１年度与党税制改正大綱において、「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や今後において道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこ

と等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

オ　償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、平成３０年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における３年間の時限的な措置として創設された特例措置については、対象範囲の拡大を行わず、期限の到来をもって確実に終了させること。あわせて、この特例措置が臨時、異例の措置であることを踏まえ、類似の特例措置の創設等は行わないこと。

カ　地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、令和６年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたることから、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

キ　ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

平成３１年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされた。しかし、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

（２）自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア　地方法人課税の拡充強化

令和元年１０月の消費税率１０％への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中

で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ　法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成２８年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成２９年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をより的確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

ウ　法人事業税における収入金額課税の堅持

平成３１年度与党税制改正大綱において、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され２０２０年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、収入金額課税の見直しが今後の検討事項に位置づけられている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設を有する電気供給事業者等は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

（３）地方交付税制度の改革

ア　地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」（骨太の方針）では、２０１９～２０２１年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、２０１８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

しかし、地方においては、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の施行に伴う対応など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要があることから、地方における行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ　臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成１３年度に３年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、５度目の延長期限である平成２８年度で廃止されることなく、令和元年度まで延長された。

令和元年度は地方税等が増収となる中で、折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が大幅に抑制されたが、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は極めて不適切であり、持続可能な地方財政制度という観点からも、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、直ちに廃止すること。

仮に、制度の再延長がなされる場合は、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようにするとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

（4）国庫支出金の改革

ア　国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ　基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

（5）国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

III　道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの

見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ　国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和元年　　月　　日

内閣総理大臣　安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長　東京都知事　小池　百合子
埼玉県知事　大野　元　裕
千葉県知事　森田　健　作
神奈川県知事　黒岩　祐　治
横浜市長　林　　文　子
川崎市長　福田　紀　彦
千葉市長　熊谷　俊　人
さいたま市長　清水　勇　人
相模原市長　本村　賢太郎

別紙３

児童虐待防止体制の充実について

本年４月２４日、九都県市首脳会議において「児童虐待の防止に向けた共同宣言」を採択し、未来のある子どもの大切な命が二度と失われることがないよう、九都県市一丸となって、児童虐待防止に全力で取り組んでいくことを宣言した。

児童虐待については、平成３０年度における児童相談所の相談対応件数が過去最多となるなど増加の一途をたどり、子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、依然として深刻な状況にある。

国においては、本年６月２６日には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、市町村及び児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化等の措置を講じるなど、対策を強化しているところではあるが、九都県市の取組がしっかりと進むよう、国が責任を持って行うべき事項について、以下のとおり要望する。

１　児童福祉法等の改正により、児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師などの専門職員の配置基準が見直されたところであるが、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、十分な人材の確保・育成対策及び児童福祉司のみならず児童心理司などの専門職の処遇改善を含む財政措置を講じること。

２　児童虐待の未然防止のためには、子ども家庭相談の窓口となる市区町村の体制強化が重要であることから、市区町村における人材の確保や体制整備のための支援及び財政措置を講じること。

３　児童相談所の一時保護所においては、虐待の深刻化などによる手厚いケアが必要な児童に十分に対応できるよう、各自治体の現状等を踏まえて職員の配置基準の見直し及び財政措置を講じること。

４　児童相談所を設置する中核市や特別区に対し、専門的人材の確保・育成対策や、一時保護所等の整備・運営に係る補助制度の充実など必要な財政措置を講じること。

令和元年　　月　　日

厚生労働大臣　　加藤　勝信　様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林　文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

別紙４

海洋プラスチックごみ対策の推進について

現在、世界全体で、年間数百万ｔを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されており、地球規模での環境汚染により、生態系のみならず、沿岸域の居住環境や漁業、観光等への悪影響も懸念されている。

我が国においても、2010 年の推計で、年間２万ｔから６万ｔのプラスチックごみが流出したとされているが、この推計値は、外国の研究者が、人口、経済規模等のデータから算出したものであり、実態を反映したものとはなっていない。

また、国連の持続可能な開発目標（ＳＤＧs）においても、ゴール 14 の目標「海の豊かさを守ろう」のターゲットとして「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられている。

こうした中、国では、本年５月に、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、海洋へのプラスチックごみの流出削減に向けて、海岸地域だけでなく内陸部も含め、すべての地域における共通の課題であるとの認識に立ち、あらゆる場所において、すべての者が当事者意識を持って、真摯に取り組んでいくことが求められるとの考え方を示した。

地方自治体においては、これまでも、プラスチックごみの流出削減対策を進めているところであり、内陸域・河川においては、民間団体等との連携のもと、様々な対策に取り組んでいるが、自主的なボランティア活動に依存しているのが現状であり、自治会・町内会、ＮＰＯ法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。

また、海岸漂着ごみについては、国の補助金により、その回収、処理等に取り組んでいるが、漁業者が操業時に回収した漂流・海底ごみについては、この補助金の事業予算が十分に確保されていないことから活用することができず、せっかく回収しても、その処理費用は漁業者の自己負担となるため、やむなく海に再投棄するケースもある。

そうした中、本年６月に、漁業者が操業時に回収した漂流・海底ごみについて、この補助金を活用するよう国から改めて通知されたものの、今年度の事業予算は、前年度に比べわずかな増加にとどまっており、漂流・海底ごみの回収・処理を進めることは困難といわざるを得ない。

将来に向けて、陸域から海洋へのプラスチックごみの流出に歯止めをかけ、海洋プラスチック問題の抜本的な解決を目指すためには、国において、内陸域・河川・海洋のごみ回収、処理等に対する総合的な対策を示し、全国統一の枠組みのもと、地域の実情に応じて、多様な主体が具体的な取組を進めていく必要がある。

そこで、地方自治体において、海洋プラスチックごみの削減に向けた取組を円滑に進めることができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1　陸域から海洋に流出するプラスチックごみに関する調査・研究を進め、科学的知見に基づく流出の実態を明らかにすること。

2　内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援策を講じること。

3　漁業者が操業時に回収した漂流・海底ごみについては、海岸漂着ごみとは別の枠組みで、新たな支援策を講じること。さらに、「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の補助率についても10/10に復元すること。

令和元年　　月　　日

環境大臣　小泉　進次郎　様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林　文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

別紙５

重度障害者の在宅就労に対する支援について

常時介助を必要とする重度障害者にあっては、日常生活と同様に就労中においても個々の身体状況や障害特性等に配慮した介助が必要である。

重度訪問介護は、障害者総合支援法による障害福祉サービスとして、重度障害者が、居宅において食事、排せつ、入浴など生活上の介助を受けられる制度であるが、経済活動には利用が認められていない。

このため、就労中の重度障害者は、トイレや水分補給、体位交換など日常的な行為について重度訪問介護を受けられないこととなり、就労に当たっての大きな障壁となっている。

近年、障害者が希望や能力等に応じて働くための選択肢として、ＩＣＴを活用した柔軟な働き方であるテレワークによる在宅雇用が注目されており、このような就労形態は、障害者の就労機会の拡大をもたらすものである。しかし、現行の制度では就労を希望する重度障害者の中には、能力がありながらも就労につながらない場合がある。

今日、ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害者への理解や障害者雇用が進んでいるところであるが、重度障害者の就労に関する環境は未だ整っているとは言い難い。

ついては、重度障害者の就労機会の拡大を図るとともに、重度障害者が安心して就労することができるよう、次の事項を要望する。

１　常時介助が必要な重度障害者が、在宅就労中においても重度訪問介護を利用できるよう制度を見直すなど、就労環境の整備を行うこと。

２　制度の見直しを行うに当たり、自治体に過度の負担が生じることのないよう、国において必要な財政措置を行うこと。

令和元年　　月　　日

厚生労働大臣　加　藤　勝　信　様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小　池　百合子
	埼玉県知事	大　野　元　裕
	千葉県知事	森　田　健　作
	神奈川県知事	黒　岩　祐　治
	横浜市長	林　　文　子
	川崎市長	福　田　紀　彦
	千葉市長	熊　谷　俊　人
	さいたま市長	清　水　勇　人
	相模原市長	本　村　賢太郎

別紙６

ＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種について

ＨＰＶワクチンの予防接種は、平成２２年からワクチン接種の公費助成が始まり、平成２５年４月に予防接種法で定期予防接種に定められた。当時、接種後にワクチンとの因果関係が明確ではないものの慢性疼痛や運動障害などの多様な症状の報告があり、同年６月に、国から積極的な接種勧奨の差し控え勧告が通知され、現在まで、その状態が６年継続している。

その間、平成２７年に始まった厚生労働省研究班による全国疫学調査では、ＨＰＶワクチン接種歴のない者においても、ＨＰＶワクチン接種後に報告されている症状と同様の「多様な症状」を呈する者が一定数存在するとされており、更に本調査によってＨＰＶワクチン接種と接種後に生じた症状との因果関係は言及できないと報告されている。

ワクチン接種率は、公費助成導入期の接種対象者であった平成６年から１１年生まれの女子が７０％程度であったのに対して、積極的勧奨の差し控え以降は１％未満となっており、定期接種としては著しく低い接種率となっている。

平成２５年６月１４日付けの勧告通知では、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断するとなっているが、未だにその後の方針が示されていない。

このことから、次の事項について要望する。

１　ＨＰＶワクチンについて、科学的根拠に基づいた検討を更に推進し、国民に対して適切な情報を早急に提供すること。

２　今後の取り扱いについて速やかに結論を示すこと。

令和元年　月　日

厚生労働大臣　　加藤　勝信　様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林　文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

別紙７

復興・創生期間後における福島への継続的な対応について

東日本大震災及び原子力発電所の事故から８年８か月が経過し、復興・創生期間も残すところ１年４か月余りとなった。

復興需要に対する人手不足とともに、県産品や観光に対する風評被害等の深刻な問題が継続していることから、九都県市首脳会議では、平成 25 年 11 月に「福島県の復興を支援する共同宣言」を、平成 28 年５月に「福島の復興・創生に向けた九都県市共同宣言」を採択し、福島県の要望を踏まえながら、自治体職員や専門人材の派遣をはじめ、風化防止や風評被害払拭のための教育旅行の呼び掛け、県産品や観光のＰＲ等に積極的に取り組んできた。

この間、国では、復興庁を中心に福島県と連携しながら、地震・津波災害や原子力事故災害からの復興・再生に取り組み、生活インフラの復旧、住宅再建及び産業・生業・観光業の再生等、復興の歩みが進展している。また、国は復興・創生期間後の適切な対応を図るため、年内にその基本方針を定めるとしている。さらに来年は、東京 2020 オリンピックにおける野球・ソフトボール競技の実施や聖火リレーの出発地となるなど、復興が着実に進んでいる姿や福島の魅力を世界中に発信する絶好の機会を迎える。

一方、福島県においては、今なお、約４万人の方々が全国で避難生活を送っており、廃炉・汚染水対策の他、一部の国・地域で続く食品の輸入制限の撤廃や教育旅行の回復に向けた風評払拭・風化防止対策等、多岐にわたり取り組むべき課題が山積している。

避難地域においては、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定を受け、復興のスタートラインに立ったばかりの自治体があるほか、避難指示が解除された自治体においても日々新たな課題に直面しているなど、市町村ごとにも復興の進捗は異なっている。

九都県市首脳会議では、復興・創生期間後も真の復興を成し遂げるまで、福島の思いに寄り添いながら、福島のチャレンジを支援していく。ついては、国においても、残る課題や新たに発生する課題等に切れ目なく対応し、取組を推進するよう、九都県市首脳会議は以下の事項を要望する。

１　原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策等、多岐にわたっており、集中復興期間及び復興・創生期間の 10 年間では完了しないことから、復興庁後継組織においても、専任大臣のリーダーシップの下、司令塔機能、予算を含めた総合調整機能を確保するとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、新たな財源フレームの下、十分な財源を確保すること。

２　九都県市では、復旧・復興事業を推し進めるため、これまで多くの職員を被災地へ派遣してきたところであるが、福島県では、復興のステージに応じた新たな行政需要への対応や課題解決に向け、長期にわたる人員確保が必要なことから、国においても、人材を確実に充足させる仕組みを構築するなど、抜本的な人材確保対策を講じること。

３　九都県市においても、福島に関する正しい情報の発信、県産品や観光のＰＲに連携して取り組んでいるところであるが、一部の国・地域で輸入規制が続くなど、福島県産農林水産物の価格が震災前の水準に回復していない。このように福島に対する根強い風評と加速する風化が重い課題となっていることから、政府一丸となって、正確かつ効果的な情報発信と安全性の普及啓発を継続的に実施するとともに、諸外国による食品等への輸入規制の早期撤廃に向けた働き掛けを強化すること。

令和元年　月　日

内閣官房長官	菅　義偉　様
復興大臣	田中和徳　様
総務大臣	高市早苗　様
農林水産大臣	江藤　拓　様
経済産業大臣	梶山弘志　様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	小池百合子
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林　文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎